障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 新旧対照表

(変更点は下線部)

改正後		現行	
	障 発 第 1031001 号		障 発 第 1031001 号
	平成 18年 10月 31日		平成 18 年 10 月 31 日
一部改正	障 発 第 0402003 号	一部改正	障 発 第 0402003 号
	平成 19 年 4 月 2 日		平成 19年4月2日
一部改正	障 発 第 0331021 号	一部改正	障 発 第 0331021 号
	平成 20 年 3 月 31 日		平成 20 年 3 月 31 日
一部改正	障 発 第 0331041 号	一部改正	障 発 第 0331041 号
	平成 21 年 3 月 31 日		平成 21 年 3 月 31 日
一部改正	障 発 1007 第 3 号	一部改正	障 発 1007 第 3 号
	平成 21年 10月7日		平成 21 年 10 月 7 日
一部改正	障 発 0928 第 1 号	一部改正	障 発 0928 第 1 号
	平成 23 年 9 月 28 日		平成 23 年 9 月 28 日
一部改正	障 発 0330 第 5 号	一部改正	障 発 0330 第 5 号
	平成 24 年 3 月 30 日		平成 24年3月30日
一部改正	障 発 0329 第 16 号	一部改正	障 発 0329 第 16 号
	平成 25 年 3 月 29 日		平成 25年3月29日
一部改正	障 発 0331 第 51 号	最終改正	障 発 0331 第 51 号
	平成 26 年 3 月 31 日		平成 26 年 3 月 31 日
最終改正	障 発 1001 第 1 号		

改正後

現行

平成 26 年 10 月 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要 する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項 について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害 福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働 省告示第523号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該 当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)については、 本年9月29日に公布され、10月1日(精神障害者退院支援施設加算に係 る部分については、平成19年4月1日)から施行されたところであるが、 この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾 のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成18年4月3日付け障発第0403003号当職通知「指定障害福 祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事 項について | 及び平成 18 年4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指 | 項について | 及び平成 18 年4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要 する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項 について

**適害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害** 福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働 省告示第523号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該 当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)については、 本年9月29日に公布され、10月1日(精神障害者退院支援施設加算に係 る部分については、平成19年4月1日)から施行されたところであるが、 この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾 のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成18年4月3日付け障発第0403003号当職通知「指定障害福 祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事

# 改正後

定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項 について」は平成18年9月30日限り廃止する。

記

#### 第一 (略)

- 第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要 する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成 18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する 事項
  - 1 (略)
  - 2 介護給付費
    - (1) (2) (略)
    - (3) 同行援護サービス費
      - ①・② (略)
      - ③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて
        - (-) 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合
          - ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)ただし、初任者研修課程修了者等及び居宅介護従業者基準第20号から第22号に掲げる者(相当する研修課程修了者を含む。)(以下「初任者研修

現行

定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項 について」は平成18年9月30日限り廃止する。

記

#### 第一 (略)

- 第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要 する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成 18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する 事項
  - 1 (略)
  - 2 介護給付費
  - (1) (2) (略)
  - (3) 同行援護サービス費
    - ①・② (略)
    - ③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて
      - (-) 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合
        - ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)ただし、初任者研修課程修了者等及び居宅介護従業者基準第20号から第22号に掲げる者(相当する研修課程修了者を含む。)(以下「初任者研修

### 改正後

課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修 了者」と総称する。)にあっては、平成30年3月31日ま での間は、研修の課程を修了したものとみなす。→「所 定単位数」

### イ・ウ (略)

エ 基礎研修課程修了者等 → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」(ただし、<u>平成 30 年 3 月 31 日</u>までの間に限る。)

才 (略)

- (二) 「身体介護を伴わない場合」の単位を算定する場合
  - ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)ただし、初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者にあっては、平成30年3月31日までの間においては、研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」

イ・ウ (略)

エ 「基礎研修課程修了者等」→「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」(ただし、<u>平成30年3月31日</u>までの間に限る。)

才 (略)

④~④ (略)

 $(4)\sim(9)$  (略)

3 (略)

## 現行

課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修 了者」と総称する。)にあっては、<u>平成26年9月30日</u>ま での間は、研修の課程を修了したものとみなす。→「所 定単位数」

# イ・ウ (略)

エ 基礎研修課程修了者等 → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」(ただし、<u>平成 26 年 9 月 30 日</u>までの間に限る。)

才 (略)

- (二) 「身体介護を伴わない場合」の単位を算定する場合
  - ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)ただし、初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者にあっては、平成 26 年 9 月 30 日までの間においては、研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」

イ・ウ (略)

エ 「基礎研修課程修了者等」→「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」(ただし、<u>平成 26 年 9 月 30 日</u>まで の間に限る。)

才 (略)

④~④ (略)

 $(4)\sim(9)$  (略)

3 (略)

改正後	現行
第三 (略)	第三 (略)